

児童手当制度改革 手続き要否確認フロー



※算定児童

- ・中学生年代まで葉山町から支給されていた場合は、原則登録されています。（→「はい」へ）
- ・住民登録地が葉山町ではない場合は、登録されていない可能性があります。（→「いいえ」（不明）へ）
- ・住民登録地が葉山町であっても、親等と同世帯ではない場合、登録されていない可能性があります。（→「いいえ」（不明）へ）
- ・上記にあてはまらない、または算定児童として登録されているかご不明、ご不安な場合。（→「いいえ」（不明）へ）

● 手続きが必要な方

（必要提出書類）

- | | |
|--|------------------------|
| ① 所得制限により支給対象外とされていた方 | →「児童手当認定請求書」 |
| ② 中学生年代までの下の子がいて受給しているが、高校生年代の子は（葉山町に住んでいない等の理由で）登録されていない場合 | →「額改定認定請求書」 |
| ③ （支給対象児童が）高校生年代の子しかいない場合 | →「児童手当認定請求書」 |
| ④ 親等の経済的負担がある大学生年代（H14.4.2生～H18.4.1生）上の子がいて、その子をカウントに含め第3子加算を受ける場合 | →「監護相当・生計費の負担についての確認書」 |